

添付書類

平成17年度

監事の意見

自動車検査独立行政法人

## 監査報告書

平成18年6月27日

自動車検査独立行政法人  
理事長 橋口 寛信 殿

自動車検査独立行政法人

監事 山本三郎  
監事 吉原敏雄

独立行政法人通則法第19条第4項及び第38条第2項の規定に基づき、自動車検査独立行政法人の平成17年4月1日から平成18年3月31までの平成17事業年度の財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書、利益の処分に関する書類（案）及び附属明細書をいう。）、事業報告書及び決算報告書並びに業務について監査を実施いたしました。

この監査の結果について以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法の概要

監事は、理事会その他重要な会議に出席するとともに、重要な決裁書類等を閲覧いたしました。更に、理事長等から業務運営の報告を聴取し、各部門責任者からは業務処理の状況を聴取するとともに書面、証憑書類の査閲等によりこれを確かめるほか、本部及び主要な検査部において財産の状況を調査いたしました。

また、会計監査人から監査に関する報告及び説明を受け、財務諸表、事業報告書及び決算報告書について検討を加えました。

### 2. 監査の結果

- (1) 財務諸表（利益の処分に関する書類（案）を除く。）は、独立行政法人会計基準並びに一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成されており、財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況を適正に表示しているものと認めます。
- (2) 利益の処分に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認めます。
- (3) 事業報告書は、業務運営の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 決算報告書は、予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認めます。
- (5) 財務諸表、事業報告書及び決算報告書に重要な影響を与える不正及び誤謬並びに違法行為は認められません。
- (6) 会計監査人新日本監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

以上